示

(

青森県青少年健全育成条例

(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号) 第十二条

青森県告示第八百十四号

目

次

第三千九百二十六号

平成二十六年

県営林 (県行造林) の立木の売却に係る一般競争入札..... 県有財産の売却に係る一般競争入札..... 右 右 よる介護機関の指定..... 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 右 右 図書類の指定...... 生活保護法による介護機関の指定..... 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 公 告 同..... 同..... 同...... 同..... 告 示 林 管行 政健 参男青 画女少 画共年 理経 策 策福 同同 政 同 同 同 課 課営 課祉 課同・ _ :: : : ÷ : : : : 껃 껃 三 \equiv

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

三〇八	1三0八七	1三0公	1三0八宝	1三0八四	1110411	番指号定
					書籍	種 別
クス 〇二〇九一 一二月号 EXMAX!エキサイティングマッ	黄金のG T	裏モノJAPAN	微熱SUPERデラックス	恋愛LoveMAX	minni パラ	名
〇二〇九一 一二月号	 五九 五九	A N 〇一八〇五 一二 一二 一二	〇七六八九 十二月号 デラックス	一七七四四 十二月号 十二月号	〇八四九三 一二	称
ぶ ん か 社	晋遊舎	鉄人社	セブン新社	秋田書店	竹書房	作者) 名 名
			項第一号割当	第十二条第一	建全育成系列青森県青少年	該当条項

青森県告示第八百十五号

五条の三第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

宮川聡文 二丁目三の一 管理指導 ンタルケア 日五の一九 三・ ジー・ 名 称 所 在 地 1 たる事務所の 類 名 称 所 在 地 第業の種 事業の種 事業の種 事業の種 事業の種 事業の 種 年月日			
I			
目三の一 管理指導 ンタルケア 目五の一九 云・ヤーラー 市東白山台 居宅療養 あおもりデ 八戸市売市四丁 平成年 る事務所の 類 名 称 所 在 地 事業の種 事業の種 年月 事業の種 年月	川 聡		宅
理指導 ンタルケア 目五の一九 云・ママスティー 名 称 所 在 地 業の種 名 称 所 在 地 半の種 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 年月 おいまの 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 年月 まの種 日本 まの様 日本 まのまのまのまのま	三丁目三の一八戸市東白山台	る 在事 務 所	事業
所 在 地 年月 平成 日五の一九 平成 日五の一九 平成	理宅 指療	∮	K宅 D介
五の一九 中 年月 年月 日本	ンタルケア		宅
デー 年指 ・成 月	五戸の市		護事業
	三字 一	年月	

株式会社ズ コマライズ

ポイスプラリー オス イスプラリー オフ リーオフ オフ リーオフ オフ ボさっ

"

所川原店 オズ薬局五

町五

31一五の一 五所川原市字柳

콧

た

生 堂療法人済

町四一 五所川原市字新

訪問看護

訪問看護の

の神五

"

11

通所介護

| スのざと |

11

訪問介護

訪問介護の

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事	
Ξ	
村	
申	
吾	

		"	"		字牧原五	所川原市大字	
						•	
有限会社ゼ		J	宮川 総文		名称	介護予	
保字大山七四の八戸市大字大久		三丁目三の一		:	所在地	防事業者	
福介語 祖籍 明子 其	E , 7	埋: 指:	舌介 記 意 養 防		類 勇 6	類事介 業 の 種防	
イア サ レ ツ ラ		ンタルケア			名称	介護予	
/ 保字大山七四の/ 八戸市大字大久		アー目五の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の一九の			所。		
芸・た・一			·平 ·成		年月日		

株 イ マ ラ イ ズ ア	ナン 有限会社ゼ	宮川聡文	名称	介護予
ぽろ八階 イスプラザさっ 1Rタワー オフ オフラザさっ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四字大山七四の八戸市大字大久	三丁目三の一八戸市東白山台	所 在 地	防事業者
管居介 理宅護 指療予 導養防	貸福介 与祉護 用予 具防	管居介 理宅 指療予 導養防	0	事介 養護 予 重防
所 川 原 高 五 ラ	イアルック ク	ンタルケア	名称	介護予
町一五の一五の一字柳	四字大山七四の八戸市大字大久	目五の一九 八戸市売市四丁	所 在 地	防事業所
"	芸	崇平	年	指

町四一五所川原市字新 訪 問 着 養 防 護 防 通所介護 所介護 所 訪介 問護 介護防 訪問看護の 訪問介護の スのざと ビ の神山字牧原五六 五所川原市大字 듯 : " 11

生堂法人済

青森県告示第八百十六号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

"

11

吴平	一字牧原五六所川原市大字	業のざと	町四一町四十字新	堂療法人済生
	在地	名 称 所	所 在 地	名称
	货 事 業 所	居宅介護支援	支援事業者	居宅介護

青森県告示第八百十七号

五条の三第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

青森県告示第八百十八号

五条の三第一号の規定により告示する。 の居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十 る生活保護法」という。) 第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のため 偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてそ の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

"	"	訪問介護の	訪問介護	"	"
"	"	デイサー ビ	通所介護	"	"
宗·二· 一	の一 神山字牧原五六 五所川原市大字	ざと 訪問看護の	訪問看護	町四一五所川原市字新	生 <u></u> 医療法人済
⇒平 ・成 ・ 一	目五の一九八戸市売市四丁	ンタルケア	管 理 指 導 養	三丁目三の一八戸市東白山台	宮川聡文
年月日	所 在 地	名称	類 第	所 在 地	名称
	護事業所	居宅介	居 笔宅 介 重護	護事業者	居宅介

青森県告示第八百十九号

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

47	
名	居
	宅
	介
称	護
所主	支
だった。	援
る 在事 ※	事
/i+1	業
所地の	者
名	
	居
	宅
	介
称	護
所	支
771	援
在	事
.—	業 所
地	וויו
年月	指 定

П
堂療法人済生
町四一五所川原市字新
業のざと居宅介護支援事
の一 神山字牧原五六 五所川原市大字
≅平 ≕ ^成

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配青森県告示第八百二十号

五条の三第一号の規定により告示する。の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法領のための例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事	
三村	
申	
吾	

"	"	生 堂 憲 療 法 人 済	す 有 に な 社 ゼ	宮川聡文	名称	介護予
"	"	町四一町四十字新	四字大山七四の八戸市大字大久	三丁目三の一八戸市東白山台	所 在 地	防事業者
訪問 問 介 護 予 防	通所介護 所介護 所	訪問 問 看 護 防	貸福介 与祉護 用予 具防	管居介 理宅護 指療予 導養防	類 第 6	事介 養護 予 重防
訪問介護の	スのざと ビ	訪問 看護の	イア サプラ	ンタルケアあおもりデ	名称	介護予
11	11	の一 神山字牧原五六 五所川原市大字	四字大山七四の八戸市大字大久	目五の一九 八戸市売市四丁	所 在 地	防事業所
"	"	宗 :: -	芸· 九·一	宗平 ・成 ・	年月日	指 定

告

公

県有財産の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

	青森市篠田三丁目	所
	丁目一六一の	在
	ー ほ か	地
	ほ学 か校 用地	地目
	二六、〇四九・〇〇	地積 (平方メートル)

入札に参加する者に必要な資格

青

者であること。

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

|||条第||号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で あること。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

三 売却する物件を示す場所

に掲げる土地の所在地

兀 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

東京都千代田区丸の内一丁目一一の一(東急リバブル株式会社ソリューション事

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

 $\overline{\mathcal{A}}$ 1 入札場所

入札及び開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

入札日時

2

平成二十七年一月六日 午前九時から

平成二十七年一月十三日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

開札場所

3

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎北棟五階B会議室

開札日時

4

平成二十七年一月二十七日 午前十時から

契約金額(入札保証金にあっては、 入札保証金及び契約保証金の額 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八

代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 の確認をすること。 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、 入札参加者は、 必ず入札前に現地

3 る建物等の解体撤去を行うものとする 買受者は、物件の引渡し完了後一年以内に、買受者の負担により物件上に存す

県営林 (県行造林) の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

第3926号 兀 五

売払番号 次に掲げる物件 (立木) の売却 一般競争入札に付する事項 所 在 地

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

立第

号

慶平字城源寺五の一西津軽郡深浦町大字上長

スギ

五四 〇九 年 生

V

七四三

Ę

三六〇

電話 〇一七

七三四

九五二二

立第一号

慶平字旭ヶ丘五の一西津軽郡深浦町大字上長

スギ

四九年生

四

二 〇 五

_

五六八

樹種

林

龄

本数

(本

材積

m³

2

者であること。

- 三 売却する物件を示す場所
- 西津軽郡深浦町大字上長慶平字城源寺五の 西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の
- 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一番一号

青森県農林水産部林政課

入札及び開札の場所及び日時

1

西津軽郡鰺ケ沢町大字本町二〇九

西北地域県民局地域農林水産部鰺ケ沢庁舎 大会議室

2 日時

平成二十六年十二月九日 (火) 午後一時

入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

代金の納入期限

落札決定の日から七日以内

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、 県と延納の

九 その他 特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

- 反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。
- 長慶平字旭ヶ丘五の一及び同大字字城源寺五の一まで移動して行う。 (西津軽郡深浦町大字長慶平字西芦萢地内) に集合の上、西津軽郡深浦町大字上 現場説明は、平成二十六年十一月二十八日午後一時までに長慶平福祉センター
- 問合せ先

3

青森県農林水産部林政課森林環境グループ

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)